

登録譲受対象者への犬猫譲渡活動支援補助金交付要領

(趣旨)

第1条 知事は、犬及び猫の譲渡を推進するため、県保健所及び熊本県動物愛護センターから犬又は猫を譲り受けた登録譲受対象者が、新しい飼い主へ譲渡するための活動に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、熊本県補助金等交付規則(昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。)及び熊本県健康福祉補助金等交付要項(以下「要項」という。)に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(補助対象)

第2条 この補助金の対象となる事業は、申請に係る年度の4月1日から2月末日の間に登録譲受対象者が、県保健所及び熊本県動物愛護センターから犬又は猫を譲り受け、新たな飼い主探しを行う事業(以下「補助事業」という。)を交付の対象とする。

(補助対象経費)

第3条 補助事業に係る補助対象経費は、別表のとおりとする。

(交付額の算定方法)

第4条 この補助金の交付額は、別表の補助対象経費の実支出額とする。ただし、1頭当たり10,000円を上限とする。

(補助金の交付申請)

第5条 規則第3条第1項の交付申請書は、知事が別に定める期日までに提出するものとする。

2 要項第3条第2項第1号の事業計画書は、別記第1号様式とする。

3 要項第3条第2項第2号の収支予算書は、別記第2号様式とする。

4 要項第3条第2項第3号のその他必要とする書類は、登録譲受対象者の活動内容に関する参考資料とする。

(補助事業の内容等の変更)

第6条 要項第5条第2項の事業変更計画書は、別記第1号様式を準用する。

(申請の取下げ)

第7条 規則第8条の規定により申請の取下げをすることのできる期限は、補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して30日を経過した日までとする。

(中間報告)

第8条 必要に応じ、10月までの実績について、別記第3号様式により中間報告するものとする。

2 第1項の中間報告に添えて、要項第11条第3項の請求書を添付することができる。

(実績報告)

第9条 規則第13条の実績報告書及びその添付書類の提出期限は、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は2月末日のいずれか早い日とする。

2 要項第9条第2項第1号の事業実績書は、別記第3号様式とする。

3 要項第9条第2項第3号のその他知事が必要と認める書類は次のとおりとする。

(1)実績報告対象となる犬猫に関する譲渡申請書の写し

(2)事業実績に係る経費使途明細書若しくは領収書等使途が確認できるものの写し

(証拠書類の保管)

第10条 登録譲受対象者は、補助事業に係る領収書等経費使途が確認できるものの写しを5年間保管しなければならない。

附 則

この要領は、平成30年6月15日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和3年(2021年)5月12日から施行し、令和3年(2021年)4月1日から適用する。

別表

補助対象経費
健康管理費(避妊去勢、ワクチン代、その他健康管理に必要と認められる経費) 譲渡費(県外移送に係る犬猫の輸送運賃、移送に係る登録譲受対象者の交通費、その他譲渡に必要と認められる経費) 対象団体が、消費税課税事業者である場合は、経費のうち消費税及び地方消費税の額を除く。